

第13期 東京地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月26日（月）午前10時00分～午後0時14分
2 場 所 九段第3合同庁舎13階 賃金相談室
3 出席者 公益代表委員3名 家内労働者代表委員3名 委託者代表委員2名

賃金課長 定刻になりましたので、ただいまから第13期東京地方労働審議会第1回家内労働部会を始めさせていただきます。

私は賃金課長の若月と申します。

本日の家内労働部会は、第1回目ですので、部会長が選出されるまで、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに事務局より、注意事項等について御説明申し上げます。

主任賃金指導官 お手元のタブレット内の資料の確認をさせていただきます。

本日、タブレットに格納しておりますのは、議事次第、座席表、資料集の3点です。

不足等がありましたら、事務局にお申し付けください。

賃金課長 お手元の資料集の資料1の名簿により委員の皆様の御紹介をさせていただき、併せて御出席の確認とさせていただきます。

それでは、五十音順にご紹介いたします。

はじめに公益代表委員の方々です。

石毛委員です。

権丈委員です。

深道委員です。

家内労働者代表委員の方々です。

精松委員です。

金子委員です。

豊田委員です。

委託者代表委員の方々です。

本日、相川委員は御欠席でございます。

佐藤委員です。

高橋委員です。

本日は、委託者代表委員の相川委員が御欠席ですが、委員定数9名のうち8名が御出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上を充たしていることを御報告いたします。

委員の皆様方におかれましては、令和7年11月1日付けをもちまして、深道委員におかれましては東京地方労働審議会委員として、また、その他の委員の皆様におかれましては臨時委員として、それぞれ東京労働局長が任命させていただいております。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長からお一人お一人に直接お渡しすべきところではございますが、誠に恐れ入りますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、なにとぞ御寛容の程、お願い申し上げます。

主任賃金指導官
労働基準部長

次に、議事に先立ちまして、労働基準部長の川又から御挨拶申し上げます。改めまして、おはようございます。

東京局の労働基準部、川又といたします。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、東京地方労働審議会家内労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、労働基準行政の推進につきまして、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、東京都革靴製造業最低工賃の今後の取扱い等について御審議をしていただくこととしています。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただけますようお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

賃金課長

それでは、議事（1）の部会長及び部会長代理の選出に入ります。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、委員及び臨時委員が選挙するとされております。

部会長の選出につきまして、どなたか御意見いただけますか。

石毛委員、お願いします。

石毛委員

部会長候補には、深道委員を推挙いたします。

賃金課長

ただいま、石毛委員より深道委員を部会長にとの御推挙がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

皆様から御賛同いただいたので、部会長は深道委員にお願いすることといたします。

なお、東京地方労働審議会運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員である部会が、その所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とするとされております。

深道部会長は、当部会の本審である東京地方労働審議会の委員であり、この規程が適用されます。

また、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第2項には、議事はこの会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定されております。

それでは、部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

深道部会長

各委員におかれましては、本日、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

部会長を務めさせていただくことになりました深道でございます。

各委員には円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議事(1)の部会長代理の選出を行います。

部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長が指名することになっておりますので、部会長の私から、権丈委員を部会長代理に指名させていただきます。

初めに、本日の部会は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。

この件について事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本部会の傍聴について、令和8年1月9日から同月22日までを申込みの期間として本合同庁舎に公示し、併せて当局のホームページに掲載したところ、傍聴希望の申込みはございませんでした。

なお、議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、原則として公開することとされております。

深道部会長 それでは、議事を進めてまいります。

議事（2）東京都電気機械器具製造業最低工賃についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金課長 東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正について御報告いたします。

お手元の資料29ページの資料3を御覧ください。

東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正につきましては、昨年2月18日の家内労働部会において御審議いただきました。

そこでの結論を踏まえ、昨年3月13日付けで東京労働局長から東京地方労働審議会会長あてに、最低工賃の改正決定について調査審議をお願いする旨の諮問を行いました。

諮問を受けて、設置された東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会は、昨年5月20日に開催され、御審議の結果、現行の金額を単純平均して引上げ率8.73%となる金額で改正することが適当である旨の答申があり、これを受けて、東京労働局では、所要の手続を経て、最低工賃を上げる決定を行い、令和7年8月2日から最低工賃の改正が発効となっております。

東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正に際して、東京労働局では記者発表を行ったほか、資料3のとおり、リーフレットを作成して各行政機関、各団体に送付し、東京労働局ホームページの掲載を行うとともに、各労働基準監督署を通じての周知を図りました。

なお、この最低工賃専門部会は、地方労働審議会令の第7条第3項に基づき、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとされ

ています。また、東京地方労働審議会運営規程の第10条第1項において、部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とするものとされています。

本部会の深道会長は、東京地方労働審議会の会長でいらっしゃいますので、本部会での議決をもって、審議会の議決とすることが可能となります。

以上のことから、東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会の廃止について御審議をお願いします。

私からは以上です。

深道部会長

事務局の説明について、御質問、御意見があればお願いします。

特にないようでしたら、東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会については、廃止することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長

それでは、東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会を廃止することといたします。

では、議事(3)の東京における家内労働の概況に入ります。

事務局より説明をお願いします。

賃金指導官

東京における家内労働の概況の御説明の前に厚生労働省が実施した調査結果について、御紹介します。

資料の31ページ、資料の4(1)を御覧ください。家内労働の現状 令和6年度家内労働概況調査結果です。

毎年10月時点の全国の家内労働者数、委託者数等を業種別及び類型別等に把握したものです。

続きまして、資料の38ページ、資料の4(2)、東京における家内労働の概況を御説明します。

39ページを御覧ください。1 概況です。

東京都内における家内労働者は、令和7年10月1日時点で、7,333人、委託者数は703です。

続いて、41ページを御覧ください。別表1 家内労働の概況、業種別内訳

です。

業種区分ごとの家内労働者数は、その他（雑貨等）の3,517人が最も多く、次いで繊維工業1,166人です。この後、御審議いただきます革靴製造業が含まれている皮革製品製造業317人です。

続きまして、46ページを御覧ください。別表6 労災保険特別加入状況です。

令和7年10月1日時点の労災保険特別加入者は56人、加入団体数は11です。

48ページに、別表8 特別加入者に対する労災保険給付決定状況として、労災保険の給付状況を載せております。

49ページを御覧ください。別表9 家内労働安全衛生指導員指導結果です。

現在、上野、池袋、向島の労働基準監督署に各1名の指導員を配置して、家内労働関係法令の指導を行っています。12月末時点で、40の委託者に対して指導を実施し、そのうち26の委託者に違反等を認め、改善を指導しています。

私からの説明は以上です。

深道部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見があればお願いします。

はい、豊田委員。

豊田委員

49ページの、安全衛生指導員指導結果についてですが、サンプル数としては、これ40件ということで、それで、特に気になるのは委託状況届、26条ですね。指導件数は11件と、要するに、40件中11件ですから、4分の1強という状況になっている。

それから、家内労働手帳においても、これは40件中18件指導しているということで、半分近いということで、家内労働法ができて何十年経つ感じですが、こういう状況が実態としてあるということがリアルに出ているんですけど、この点について、局として今後どういうふうに指導、行政としての役割を果たしていくのか、そんな辺りをどのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただければ。

深道部会長

事務局のほうでお願いします。

賃金課長

現在、安全衛生指導員の方、局内で3名配置しております、こちらのほうで毎年一定程度、家内労働の指導を行うということで、都内全域に対して指導を行っているところです。

労働局としましては、こういった制度を通じて、引続きそういった出向いた中で、何らかの違反の状態が見受けられましたら、こちらについて指導を継続していくというふうに考えております。

委託状況のほうは、例年ですけれども、督促は続けております。こちらのほうは、昨年は9月30日時点で、令和6年度ですけど、519件の提出に対して、今年も令和7年度510件というようなところで、現在、12月時点ではもう519件まで達していますので、委託状況の提出については、例年の状態を確保してございます。

豊田委員

大変御多忙の中で、いろいろ御苦労されて、しかも安全衛生指導員ということで、一定のサンプリングでやっていると思いますけど、一定のサンプリングの中で、いわゆる法に抵触するような状況が、これだけあるということについて言うと、特に私が気になるのは、委託状況届について、一体全体のどのぐらいの製造業者等がですね、要するに、家内労働者を委託してるのかという辺りを正確につかむことが一つ大事な点でいうと、これはちょっとね、かなり数字的にもいかがなものかと。

そうしますと、何が言いたいかという、要は正確な実態を把握できなければ、それに効果的・効率的なね、対策対応が十分できないんじゃないかという危惧があるんで、1970年に家内労働法が発効して、既にもう半世紀を超えているという状況ですから、そういう点では、より近代的な産業の振興を目指す上でもですね、やっぱり改善かたが求められているのかなと。

そうはいつでも、監督官が1人でね、事業所3万件も持つような状況だと、なかなかこれ大変だということも分かるので、その辺は、やはりしかるべき、きちんとした体制も組んでということもあるのかと思うので、その辺をちょっと懸念としているということです。

深道部会長

御意見ありがとうございました。ほかの委員からはいかがですか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局は豊田委員の御意見を踏まえ、今後の行政運営に

生かしていただくよう、お願いします。

次に、議事（４）東京都革靴製造業最低工賃についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

賃金課長

最低工賃の改正につきましては、家内労働法第10条において、都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正の決定をすることができるかとされております。

本日は、東京都革靴製造業最低工賃の改正について、当部会の御意見をお聞きし、その御意見を踏まえて、東京労働局長が改正の必要性を判断する予定としております。

事務局から資料の説明をいたします。

賃金指導官

初めに、最低工賃の決定、改正又は廃止に関する申出について申し上げます。資料3ページ、資料2（2）にございます。家内労働法の第11条第2項により、家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、最低工賃の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるかとされておりますところ、本日までに申出はございませんでした。

資料50ページ、資料5を御覧ください。第15次最低工賃新設・改正計画の実施についてです。

厚生労働省本省からの指示で、令和7年度からの3年間について、最低工賃の新設・改正を計画的に実施することとされています。

令和7年度は、東京都革靴製造業最低工賃について見直しを行うこととされています。

資料53ページ、資料6（1）を御覧ください。東京都革靴製造業最低工賃の推移です。

一番上の行に改正発効年月日を記載しています。一番右の列が、現行の最低工賃の発効日で、令和5年8月9日、製甲、底付け、裁断の3業務に、それぞれ紳士靴、婦人靴のパンプス、ショートブーツ、サンダルの品目毎に規格及び工程が定められてございます。裁断の業務につきましては、令和5年8月9日発効時に新設されたものでございます。

資料56ページ、資料6（4）に用語及び工程等の説明を載せてございます。

資料54ページ、資料6（2）を御覧ください。東京都最低賃金の推移です。表の左側は毎年の東京都最低賃金時間額及び引上率です。表の右側は東京都革靴製造業最低工賃の改正発効日です。直近の発効日は令和5年8月9日、当時の東京都最低賃金額は、令和4年度の行にあります1,072円でした。

次の資料6（3）を御覧ください。東京都以外で、唯一革靴製造業最低工賃を定めている埼玉県の最低工賃の状況をご載せてございます。令和5年8月31日発効で、業務、品目、規格、工程及び金額全て、東京都革靴製造業最低工賃と同じ内容となっております。

資料60ページ、資料6（5）を御覧ください。東京都皮革製品製造業委託者数及び家内労働者数等の推移です。

次の資料7（1）を御覧ください。東京都革靴製造業に関する家内労働実態調査結果です。

東京労働局では、革靴製造業にかかる家内労働者の人数や工賃単価等について、実態調査を行いました。

調査の流れとしまして、革靴製造業にかかる業務を委託していると思われる事業者に調査票を郵送して、回答を求めました。

家内労働者に対しましては、労働局で氏名や住所を把握していないため、家内労働者用の調査票も委託者に送付し、委託者から家内労働者に調査票を渡してもらい、家内労働者から労働局あてに調査票を返送してもらっています。これが、例年の調査手法なのですが、今回はさらに東京靴工組合様に協力をいただき、東京靴工組合様の組合員に家内労働者用調査票を郵送し、回答をお願いしました。

なお、調査の対象としたのは、令和7年6月です。

調査数、回答数については、63ページ、6 調査の状況の表に記載しております。具体的には、委託者については、（1）の緑の表のA欄にありますように、46社に対し調査票を送り、この中で回答があったのがD欄の29社、そのうち革靴製造業務に該当し、現に事業を継続しているのは、F欄の25社でした。このうち、家内労働者に最低工賃の適用のある工程の委託を行っているのがH欄の8社で、X欄の合計30人の家内労働者に委託しているとの回答がありました。

家内労働者から回答いただいたものについては（２）の紫の表にありますように、回答があったのがD欄20人、このうち最低工賃の適用がある仕事を受けているのがY欄の8人でした。

64ページを御覧ください。ここからは、委託者からの回答を基に集計したもので、主なものを御説明いたします。

64ページの3、業務内容別最低工賃適用労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者数を業務内容別にまとめたものです。製甲が11人、底付けが7人、裁断が12人でした。

65ページの11、類型別（専業・内職・副業）家内労働者数を御覧ください。

革靴製造業の作業を受託している家内労働者のうち、世帯の本業としている専業型の者が37人の97.4%、内職型の者が1人の2.6%でした。

66ページの14（１）委託量の変化別委託者数（令和4年度との比較）を御覧ください。最低工賃の適用のある作業を委託している委託者のうち、委託量を減らしたと回答があったのが5社で62.5%、変わらないと回答があったのが3社で37.5%でした。

66ページの15（１）工賃単価の変化別委託者数（令和4年との比較）を御覧ください。最低工賃の適用のある作業を委託している委託者のうち、工賃単価を上げたと回答があったのが4社で50%、変わらないと回答があったのが4社で50%でした。

67ページを御覧ください。ここからは、家内労働者からの回答を基に集計したもので、主なものを御説明いたします。回答のあった20人のうち、男性18名、女性は2名であり、最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名全員が男性でした。

67ページの1、年齢及び経験年数階級別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者のうち、50歳以上60歳未満の者が2人、60歳以上70歳未満の者が1人、70歳以上80歳未満の者が3人、80歳以上の者が2人でした。

67ページの3、委託業務別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者数を業務内容別にまとめたものです。製甲が6人で66.7%、裁断が2人で22.2%でした。

67ページの5、類型（専業・内職・副業）別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名全員が専業型でした。

67ページの6、補助者の有無別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、補助者有1人で12.5%、補助者無が7人で87.5%でした。

67ページの7、1か月の作業日数階級別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、作業日数15日未満が2人で25%、15日以上20日未満が1人で12.5%、20日以上25日未満が2人で25%、25日以上が3人で37.5%でした。

68ページの8、1日の作業時間数（平均）階級別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、作業時間数8時間未満が3人で37.5%、8時間以上10時間未満が2人で25%、10時間以上が3人で37.5%でした。

68ページの10、1か月（過去1年間の平均）の総工賃収入階級別家内労働者数を御覧ください。最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、総工賃収入10万円未満が2人で25%、10万円以上15万円未満が1人で12.5%、15万円以上20万円未満が1人で12.5%、25万円以上が4人で50%でした。

68ページの13、仕事量の変化別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、仕事量が変わらなかったが6人で75%、仕事量が減ったが2人で25%でした。

68ページの14、工賃単価の変化別家内労働者数を御覧ください。

最低工賃の適用のある作業を受託している家内労働者8名のうち、工賃が上がったが3人で37.5%、工賃が変わらないが5人で62.5%でした。

90ページの資料7（2）が、委託者及び家内労働者にお送りした実態調査票です。

実態調査結果については、以上です。

108ページの資料8（1）を御覧ください。東京の中小企業の現状（製造業

編)の要約です。東京都の発表資料を事務局で要約したものです。東京都が中小企業の多様な実態を経営活動の視点から総合的に調査分析して、その経営課題、振興課題を明らかにする等のために作成しているものです。1年ごとに流通産業、製造業、サービス産業の順に発表されています。

117ページの資料8(2)を御覧ください。東京都中小企業の景況(業況DI・業況見通しDI)の推移です。

次の資料8(3)を御覧ください。東京都内の革靴の生産足数等(常用従業員10人以上の事業所)の推移です。

次の資料8(4)を御覧ください。東京都の名目賃金指数及び実質賃金指数の推移(きまって支給する給与)です。

次の資料8(5)を御覧ください。東京都の常用労働者の賃金の推移です。

次の資料8(6)を御覧ください。東京都の製造業労働者の賃金の推移です。

次の資料8(7)を御覧ください。東京都なめし革・同製品・毛皮製造業事業所数及び事業者数の推移です。

次の資料8(8)を御覧ください。東京都なめし革・同製品・毛皮製造業現金給与総額・原材料使用額等・製造品出荷額等、付加価値額の推移です。

次の資料8(9)を御覧ください。東京都の工業指数の推移です。

次の資料8(10)を御覧ください。その他の製造業海外生産比率の推移です。

次の資料8(11)を御覧ください。消費者物価指数(総合)の推移です。

次の資料8(12)を御覧ください。国内企業物価指数の推移です。

私からの御説明は以上です。

深道部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見があれば、挙手の上、御発言をお願いします。

はい、豊田委員。

豊田委員

冒頭の、これは在宅労働雇用環境・均等局長から各都道府県労働局長殿ということで、第15次の改正についての1番、それから2番とあるんですけど。

1番のところの(2)の実態調査いうところで、実態調査については、適家用内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、

最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとするということというふうに均等局長からの実施についての通達といたしますか、通知が来ておるんですけど。

先ほどの説明だと8時間換算の場合にどうなるかが、ちょっとよく分からないんだけど、革靴の最低工賃改定に当たって、8時間換算したところでは、どうなっているのかをちょっと教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

賃金課長

資料の69ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちら、委託者に関する最低工賃設定業務に係る工賃単価等の調査結果になりまして、一つの例で申し上げますけど、この69ページには(1)で製甲紳士靴ということで、現行の最低工賃は811円ですということ、これに対して、まず、アのところや工賃の平均等の状況及び工賃階級別委託者数、アの工賃の単価、イとしまして、1足当たりの作業時間の平均等の状況ということで、その下、ウとしまして、1時間当たりの想定工賃額ということで、注書きがありますけれども、1時間当たりの想定工賃額は工賃単価の中央値から必要経費の中央値、回答がある場合のみですけれども、これを引いた額に60分割る1足当たりの作業時間の中央値を乗じた値としたということで、こちらの例で言いますと、1時間当たりの想定工賃額431円というような形で出ておりますので、8時間換算ということにはこの資料そのものはありませんけれども、1時間当たりの想定工賃を掛けることの8時間ということで、おおむねそれぐらいというようなことで御理解いただければと思っております。

豊田委員

ちょっとそうだと、例えば431円という1時間当たりの想定工賃額に8時間掛けて1か月19日掛けると、一体全体どの金額になるのか。生活保護基準以下、極めて低い実態が出てくるのかなと。

私は最低工賃改正に当たっては、少なくとも標準能率といたしますか、言わば標準足数というのがあるわけなんで、それを掛ければ1日それで8時間でどうなのかという辺りの時間換算をしないと、工程だけだと、その都度、その都度、変わるということもあるわけなんで、そんな辺り、どのように捉え

ればいいのかなということで、ちょっと教えてほしいと思って、よろしくお願ひします。

賃金課長　　今回ですね、もし改正の方向で実際に諮問されるということになると、実際には改正の金額審議に関しては、専門部会のほうで行うことになるんですけれども、今おっしゃったような標準能率とか、そういった関係につきましては、専門部会のほうで御審議いただくようなところと考えております。

豊田委員　　分かりました。

深道部会長　　よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの委員からは。

はい、高橋委員。

高橋委員　　63ページですけれども、6番 調査状況、（1）委託者調査というところで、廃業等4という数字があるんですけれども、この廃業に至った何か理由みたいなところは調査はされておりますでしょうか。

賃金課長　　特にそこまで把握しておりません。

高橋委員　　分かりました。ありがとうございます。

深道部会長　　ほかの方はいかがですか。

はい、佐藤委員。

佐藤委員　　大変基本的なところですが、資料の62ページ目の調査状況のところ調査対象、委託者の調査件数が46件となっております。

また別の資料ですが、資料4の（2）の東京における家内労働の概況の別表1に業種別の家内労働の概況というのがありまして、この委託者、皮革製品製造業が64件となっております。

今回の調査と東京の概況がイコールではないと思いますが、皮革製造64の中で、靴の製造を行っているところが46件ということで、考え方は合っておりますでしょうか。

賃金課長　　その点ですけれども、こちらのほうでこの資料の41ページの家内労働の概況、別表1の皮革製品製造業の中で、革靴製造業の委託者数と家内労働者数を確認しましたところ、委託者につきましては36社でした。

ちなみに、家内労働者の人数は156人、補助者は27人という数字でした。

ですから、委託者のこちらの36とですね、調査対象とさせていただきますし

た委託者の調査件数46件、当然この46件は委託状況届により把握されているところ以外の委託者さんも一部含まれているところですので、おおむね重なっているところもあるのかなというふうな理解をしております。

佐藤委員 ありがとうございます。

もう一つ、この調査の資料の63ページですが、家内労働者の調査について、175件送付をされていて、回答が20件ということで、特にパーセンテージがここに記載されておきませんが、何か意味があるのでしょうか。

賃金課長 これはですね、175件の中で実際に、うちのほうで先ほど藤目指導官のほうで申しあげましたけれども、家内労働者の方に直接渡すような形で送付させていただいたものもあるんですけれども、それとは別に家内労働者の方を委託されている委託者様のほうに、その委託者の規模に応じて一定部数、調査票だけお預けして、これを家内労働者の方に渡してくださいというような形をお願いしているところもありますので、そこが家内労働者の方にどれだけ伝わったかというところが分からないところもあり、正確な意味での回答率というところがちょっと出せないのかなということで、ここは表示をしていない状況になっております。

佐藤委員 考え方は分かりました。

この同じ囲みの一番右のところ、最低工賃の該当の方が8名だったということになっています。先ほどの東京の概況の令和4年の調査の時、最低工賃の適用の家内労働者が36ということでしたが、現時点で東京の最低工賃の適用事業者数は把握されていないのでしょうか。

この令和4年の36が、現時点どのぐらいの数字かというのは、分かりませんでしょうか。

賃金課長 これはですね、63ページの(1)の委託者調査のところにも、一番右側ですけれども、最低工賃該当者(家内労働者)とございまして、ここで30とありますので、今年の調査の結果としては、前回は36だったものが30というふうに把握をしております。

佐藤委員 ということは、この家内労働者調査は、175枚の調査を委託者の方に預けて、そのうち帰ってきたのが20件で、8件が最低工賃、実際、最低工賃の適用されている家内労働者は、これも精緻なところではないと思いますけれども、

恐らく30名ぐらいであろうと、そのうち8名の方の実態を、調査結果として、分析されたということで合っていますか。

労働基準部長 1枚1枚突き合わせをしているわけではないものですから、入っているだろうということです。

佐藤委員 すみません。取り急ぎ数字の件だけ質問させていただきました。ありがとうございます。

深道部会長 ほかの委員はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、東京都革靴製造業最低工賃の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者側委員から御意見をお願いいたします。

豊田委員、お願いします。

豊田委員 一つは、今、御説明というか説明資料に基づく説明があったんですけど、何といても最低工賃そのものがですね、なかなか実態がつかめない中で、しかも最低工賃の場合、工程が決められているんで、最低工賃適用の委託者とか、適用の家内労働者というのは固定的じゃないんですね。変化するわけですね。工程によるので。

その工程に基づく委託がされて、それを受託して仕事をするという関係で、この数はですね、先ほどいろいろ御質問等もありましたけれど、なかなか精緻なものではないんじゃないかというのが一つと。

それから、委託状況届も先ほどの冒頭、私のほうで御質問させてもらったが、委託者側委員で委託状況届に触れる方も結構いらっしゃる状況ですから、そこら辺はそういうことで、極めて実態的にはなかなかつかみ切れていないなというのがあるんですけど。

そういう中で、最低工賃そのものがどういうふうに変化してきているかということについては、資料で御説明をいただいたんですけど、私のほうで一つ聞きたいのは、最賃は毎年改定されてくるんです、基本的にね。それで、最低工賃が改正された令和5年から、いよいよ令和7年ということで、そういう状況になっているわけですけど、それで少なくとも最低賃金との均衡ということがね、先ほど来、本省のほうからの御通知もありますし、そこ

はきちっとね、受け止める必要があるのかなということで、最賃との均衡をどう担保するかということが、非常に実効性の上でも大事なかなというのが1点です。

それから、もう一つ物価との関係で言うと、極めて狂乱物価に近い値上げがどっと来ているという中で、若干、実態調査ですと工賃額が少し上がっているよというのがありますから、そういう点では、下支えとしてのね、法定立としての最低工賃については、そこら辺を鑑みて、それに妥当な引上げが求められるのではないかとすることがあろうと。そういう点で我々としては、最低工賃の改定についてはぜひね、お願いしたいなど。

特に実態調査を見てもらえれば分かりますけれど、高齢化が非常な勢いで進んでいるということは、若い労働力が入ってこないんですよ。なぜ入ってこない。極めて低工賃で、しかも仕事が不安定と、仕事をしたくても仕事がないというのが実態なんですね。

やはりそこら辺をどうね、改善していくかという点で言えば、委託者のほうもほとんどが中小企業の方が多いですから、これ自身が今のね、経済情勢の下で大変な御苦労されており、やはり委託者に対する一定の、家内労働者に委託を出す場合のですね、何らかの言わば政策的な支援も必要なかなという点も含めてですね、産業の振興にとっても、やはり新たな担い手をどうつくっていくかという点でも、魅力ある産業にしていくという点でいっても、工賃そのものを引上げていくということは、物価等の関係からいっても大事なかなというようなことで、ぜひそういうことでお願いできればということでもあります。

以上です。

深道部会長

ありがとうございました。

ほかの家内労働者側委員はいかがでしょう。

はい、精松委員。

精松委員

私も同じ考えで、54ページにありますように、東京都の最低賃金が前回の令和4年度から比べて114.37という指数が出ております。

50ページに記載のとおり、3年をめどに原則として、実態把握し見直しを行うということですが、その4行目ぐらいにですね、早期の見直しが必

要と判断される場合には、これを2年とする等ということでも記載がありますし、前々回見送りということで、令和2年度はあったようですけれども、今回改正をしないと、その次となると大変なことになるんじゃないかなというふうに思うのが、まず1点です。

それから、もう1点は、先ほど豊田委員がおっしゃった、ちょっと製甲の、私その業務はよく分かんないんですけど、製甲の業務が1時間当たりでやると400幾らでしたね。

89ページの家内労働者の御意見としても、製甲の収入を時給に換算すると500円もありませんということで、すごい低賃金なんだということが分かりますし、調査の中で製甲の業務に携わる方が半分ぐらいいらっしゃると、67ページですか、半分以上か、67ページの3ポツ、委託業務別家内労働者数、製甲の業務が6人いらっしゃるというようなこと。

それから、ちょっと前後しますが、66ページの15ですね、工賃単価の変別委託者数で上げたが4人いますけど、変わらないという方が逆に半分いらっしゃるということで、そこは今の物価上昇に追いついていないということで、このまま放置されているという見方もできると思いますので、ぜひ今回見直しが必要じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

深道部会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

はい、金子委員。

金子委員

豊田さん、精松さんとかぶる部分もありますけども、やはり物価高、実質賃金についての部分を考え、このところ婦人服、電気部品という形で、最賃のアップ率も含めてですね、しっかりと上げてきたという部分もあります。

低賃金だという部分とかですね、いろんな歴史もありますから、なかなか大変な状況だというのは理解をするんですけれども、しかしながらデータでもあるとおり、これでお仕事している方、また委託者も、ここの方々がないと仕事が成り立たない部分も含めたらですね、やはりシンプルに、最賃のアップ率も含めて、私も、家内労働側からとしても、工賃はやっぱり上げていくべきだというふうに考えますので、一応、この場でお伝えさせていただきます。

きます。

以上でございます。

深道部会長

ありがとうございます。3委員からの御意見がございました。

続いて、委託者側委員から御意見をお願いします。

どちらからお願いすれば、高橋委員。

高橋委員

ありがとうございます。

先ほどお伺いしていて、最賃との均衡とか物価高というのは非常によく理解するところではあるんですけども、63ページの調査状況のところを拝見しても、最低工賃での委託者が8社というところで、8社とまで減って来ている状況であれば、直接8社の方に、この工賃を上げることに對する現状をお伺いすることもできるぐらいの数字になってきているのではないかと印象を受けております。

実際に、その下の廃業というところでも委託者が4社ありますので、これで改定することによって、ますますこの廃業が増えていくということに對して、どのように今後考えていくべきなのか、そろそろ慎重に検討が必要ではないかと感じております。

このままですと、家内労働というものがなくなってしまうのではないかと懸念もございます。

魅力ある産業にというのは、委託者だけの努力では難しいと思いますので、そういったところについても、総合的に検討が必要ではないかと感じております。

以上です。

深道部会長

そうすると、改正の必要性についてはいかがでしょうか。

高橋委員

改正の必要性については、今回は賛成ではない。

深道部会長

賛成ではない。

高橋委員

はい。やはり、この8社の最低工賃該当の委託者さんたちが、どのような現状なのかというところも、しっかりと調査ができた上ではないと、なかなか判断が難しいかなと思っております。

深道部会長

委託者として上げるべきかどうかということでしょうか。

高橋委員

もし、この8社の委託者の方たちが上げるとなった場合、廃業に至るよう

な、そういった状況であるならば、賛成するのは難しいと思います。

深道部会長 それが、この最低工賃を上げて廃業するかどうかは、微妙なことかもしれませんよね。

高橋委員 でも、可能性はゼロではないと思うんですね。廃業になったのが4社ありますので、この4社の調査ができていないということである場合、工賃を上げることによって、もしかしたら廃業に至る可能性もあるかと思えます。

深道部会長 それが心配だからというお考えですね。

高橋委員 はい。もし廃業になった場合、それは委託者にとっても困ることですが、家内労働者にとってもあまり好ましい結果ではないのではないかと思います。

深道部会長 そうすると、改正は必要ない。

高橋委員 賛成はできないかなと。

深道部会長 賛成はできないけれど、反対はされるということなんでしょうか。

高橋委員 賛成ではないんですが。

深道部会長 物価高とかは、最初ね。

高橋委員 いろいろ先ほど冒頭申し上げた最賃との均衡とかね、物価のという、おっしゃる点も理解はできます、なので。

深道部会長 理解はできる。

高橋委員 はい。

深道部会長 なるほど。あえて反対とは言わないけれど、積極的に賛成とは言えないんだと、よく考えていただきたいということですね。

高橋委員 そうですね。

深道部会長 分かりました。

佐藤委員 佐藤委員はいかがでしょう。

佐藤委員 3年前に革靴の審議会が行われたかと思えます。議事録等も拝見させていただきまして、当時もやはり回答率が非常に低かったというところもあり、委員の方からもいろいろな指摘があつて、今回の結果を見ますと、新たな回収数の向上に向けて取組もされている中で、やはりなお、委託者、労働者ともに、この数ということですが、この回答結果をもって、委託者、労働者双方の実態を理解することには至っていない状況でございます。

他方、足下の物価高騰の中で、先ほど高橋委員からもございましたが、適正な取引を行っていくことは、家内労働者に限らず、事業者間の取引も含め、きっちりやらなければならないところです。家内労働においても、委託者と家内労働者の方が、その成果物によって、適正な価格交渉を行うことが必要ではないかと思っております。

家内労働者の方も減ってきており、最低工賃適用の方も非常に減ってきている。

また資料5の最低工賃統合又は廃止の検討についてという部分を拝見すると、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがない場合には、今後の在り方を含めて検討するというような記載もございます。

実態把握がなかなか難しく、労働者、委託者ともに、数がどんどん減ってきていることを考えると、果たして現行のこの最低工賃という枠組みの中で、セーフティネットとしての妥当性が分からない部分がございます。

こうした点等を踏まえると、高橋委員と結論は同じでございます。

今回いただいた材料をもって最低工賃の改正に、私も賛成することができないという考えです。

以上です。

深道部会長

なるほどでございます。

公益委員から何かございますか。

石毛委員はいかがでしょう。

石毛委員

私から特にございません。

深道部会長

権丈委員はいかがでしょう。

権丈委員

特にございません。

深道部会長

そうですね。そうしましたら、決議を取ったほうが良いということでしょうか。

石毛委員

協議を一度。

深道部会長

そうですね。1回、休憩をしまして、公益の協議を行って、その上で個別にお話を伺うのかどうかというところも入れてからにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしたら、控室でお待ちいただくようお願いいたします。

(休憩)

深道部会長

皆様、12時過ぎてしまいました。引続きよろしく申し上げます。

今、委託者側の委員にお話を伺いまして、御検討いただいたということでございますので、その結果をまずお話しいただけますでしょうか。

私どもは採決になるのかどうかというところで、改正の必要性についての考えをおまとめいただければと思います。よろしく申し上げます。

はい、高橋委員。

高橋委員

検討した結果、賛成はできませんが、反対もしない方向でと考えております。

深道部会長

そうしましたら、公益委員案をお示しすることで進められればと思います。よろしいでしょうか。

公益委員としては、改正が相当ではないかというふうに考えております。

それは、どちらからもお話がありましたように、家内労働法第13条では、最低工賃が最低賃金との均衡を考慮してと定める規程が置かれています。前回の令和5年8月9日の改正からは、東京都の最低賃金は14.37%引上げられております。最低賃金との均衡について考慮するには、改正が必要だなというふうに考えております。

それから、東京の消費者物価指数も令和4年と令和7年11月期を比較しますと9.78%、約10%近く上昇しております。この物価上昇についても考慮すべきというのは、両側の委員からも御了解いただいているところだと理解しております。

あと、3年に1回の検討であると、前々回、改正を見送ったところ、ものすごく隔たりができてしまったということもございました。今回はそれを避け、最低賃金との格差をなくすためにも、できれば改正をし、それなりの対応をしたいと考えております。

また、家内労働実態調査によると、家内労働者からは現在の最低工賃額では低いので、最低工賃額を上昇させてほしいという意見もございました。

確かに、この資料に表れている委託者側も家内労働者側も最低工賃に関わ

る人たちは、非常に少ない数字になっております。ですが、最低工賃での生活をされている家内労働者の方々の一定の生活レベル、仕事へのモチベーションを維持し、その方たちをお使いの委託者側の業務を適正に回していくには、改正が必要だと考えて、そのような意見にいたしました。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長

それでは、東京都革靴製造業最低工賃については、改正ということを当部会の意見とすることといたします。

本日、委託者側からは、やはり委託者の中には廃業している人もいのではないかと、そこにちゃんと調査ができているのかという心配があると、その辺も十分踏まえ、また人数が非常に少なくなって、セーフティネットとしての役割を果たすべきなのかどうか、この制度自体についての御意見もございました。

このようなことも今後の労働行政に生かしていただいて、諮問については、最終的には東京労働局長の判断を尊重することにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長

続きまして、議事(5)その他ですが、各側委員から何かございますか。佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

ありがとうございます。

先ほどと少し繰り返しになります。これだけ家内労働者の数が減ってきている、さらに最低工賃の取引の適用者の数も非常に減ってきている中、こうした形態、最低工賃で働く方というのは極めて限定的かと思えます。

他方、取引適正化というところは進めていくことが必要と考えます。

こうした現状にあって、現在のこの最低工賃という仕組みがこうした家内労働者のセーフティネットとなり得るか、疑問が残るところでございます。

今後に向けまして、最低工賃の廃止、又あるべき支援等を踏まえながら抜本的な見直しを行っていく時期に来ているのではないかと考えます。

こうした議論がなされることを委託者側として望んでございます。

以上でございます。

深道部会長

ありがとうございます。

ただいまの佐藤委員の御意見については、今後、事務局を通じて各委員に御相談させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

深道部会長

事務局は何かございますか。

賃金課長

東京都革靴製造業最低工賃の諮問につきましては、改めて御報告をさせていただきます。なお、諮問を行った場合、その後の流れとしましては、東京地方労働審議会の会長より関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取を行う旨が公示されます。また、家内労働部会とは別に、東京地方労働審議会の下に設置される最低工賃専門部会において、最低工賃の改正に関する調査審議が行われる運びとなります。

以上です。

深道部会長

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

議事録につきましては、

公益委員は部会長の私が確認します。

家内労働者側委員は精松委員、委託者側委員は佐藤委員に御確認をお願いいたします。

本日はありがとうございました。